

## 藤沢市農福連携促進事業交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、農業者と福祉施設等の連携を促進することで農業の新たな担い手を確保するとともに、高齢者・障がい者・生活困窮者・困難を抱える若者等（以下、「障がい者等」という。）の就労機会を確保し社会参加を促進することを目的とした藤沢市農水産業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表第2 農業振興の部に規定する農福連携促進事業の実施にあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、農業者が委託者となり、福祉施設等と農作業受委託契約を締結して行われる農作業とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人、団体及び法人で、藤沢市内に住所または事業所等を有するもので、連携する福祉施設等との間に資本及び人的な関係がないもの
- (2) 福祉施設等 障がい者等の社会参加に対する支援を実施する施設
- (3) 農作業 農作業受委託契約に基づき実施されるもので、農業者の圃場で行われる作業のほか、袋詰め等の出荷調整作業を含み、福祉施設内で実施される作業を含む。

### (補助額等)

第4条 補助金の額は、1日当たり3千円以内とし、同一の農業者が補助を受けることができるのは年度内に60日以内とする。

### (補助対象事業の要件)

第5条 第2条に定める事業は、次に掲げる各号をいずれも満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定に係る市の会計年度に実施される農作業であって、農業者と福祉施設等の間で農作業受委託契約を締結して実施されるものであること。
- (2) 1日に1時間以上の農作業で、福祉施設等の職員1人以上、福祉施設等の利用者1人以上が参加するもの
- (3) 農業者側に、安全に十分配慮した受け入れ態勢が整っていると認められること。

### (補助金交付の申請手続)

第6条 交付要綱第4条に定める事業計画（内容）説明書は、藤沢市農福連携促進事業計画説明書（様式第1号）を用いるものとする。

### (届出義務)

第7条 補助事業者は、補助事業に着手するときにあつては、交付要綱第6条に定める事業着手届を、完了したときにあつては、同要綱第6条に定める事業完了届に藤沢市

農福連携促進事業実施報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の決定等)

第8条 市長は、交付要綱第4条に定める申請があった際は、補助金交付決定を予定額で行い、前条の事業完了届の提出があったときは、交付要綱第8条の規定に基づき補助金の額を決定するものとする。

(調査等)

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助対象事業に関する報告を求め、又は、現地確認若しくはその他必要と認める調査を行うことができる。

附 則

この要領は、2020年6月22日から施行する。

この要領は、2021年4月1日から施行する。

この要領は、2022年4月1日から施行する。

この要領は、2023年4月1日から施行する。

この要領は、2024年4月1日から施行する。